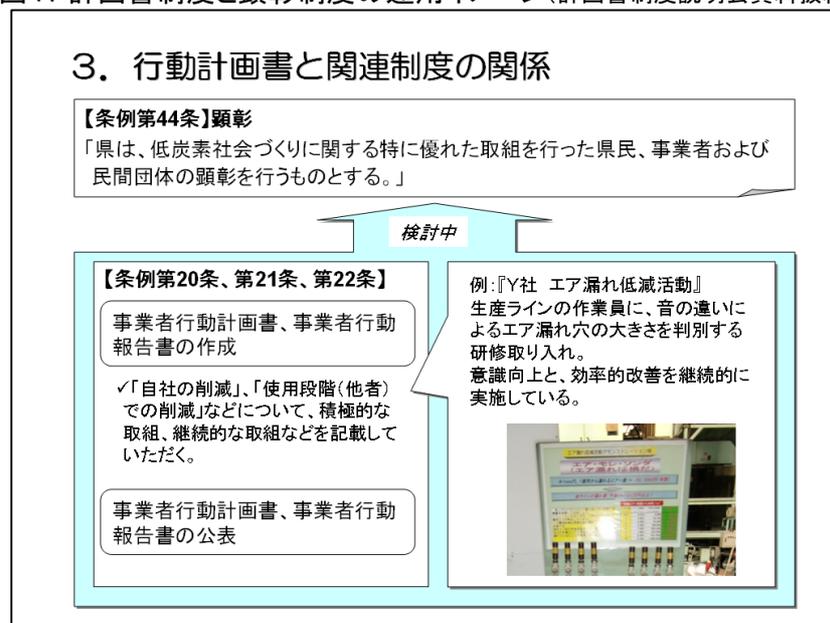


貢献量評価の結果の活用について

1. 事業者行動計画書等の取り扱いについて

- 「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に基づき、事業者から提出された計画書等は、同条例に基づき公表することとしている。
- また、同条例の規定により、特に優れた取組を行った事業者等の顕彰を行うこととしており、これらの制度については連携した運用を検討している。
- 条例の中で事業者の活動は、自社の削減、製品等を通じた貢献、その他環境保全活動の3つの取組項目を設定しており、公表は、これらの取組項目の計画状況に関する全体集計のほか、事業所から提出された計画書等をPDF化して、県のホームページに掲載することを検討している。
- 一方で顕彰など事業者のメリットとしていただく制度の具体的な内容については現在、検討中である。

図1. 計画書制度と顕彰制度の運用イメージ(計画書制度説明会資料抜粋)



2. 貢献量評価の公表や顕彰について

- 計画書に記載された貢献量評価の公表と顕彰について、以下の視点をふまえて広く御意見や情報を頂きたい。
 - ・ 計画書では、貢献量の定量的な記述以外にも、定性的な記載や該当する製品紹介に近い記載が存在するが、可能な限り多くの取組を前向きに取り上げたい。
 - ・ 各事業所での取組実績が、自社の削減と貢献量評価で大きな差があるため、同じ様に顕彰することは難しく、貢献量評価だけで顕彰をすることに不安がある。
 - ・ 貢献量評価について、そもそも段階的に事業所のレベルは上がってくることを前提に公表、顕彰についても段階的に考えたい。
- 具体的には、当面の公表、顕彰で、①定性的な記述も含めて全体をどう公表するか、②定量的な記述を頂いた事業所はどう宣伝することがよいのか。